# 米子市認知症地域支援推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

# I 公募概要

#### 1 趣旨

米子市において、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制の構築、認知症ケアの向上を図るための取組及び認知症とともに生きる「共生」のまちづくりを推進するため、認知症地域支援推進業務を効率的且つ効果的に実施できる事業者を募集するものである。

#### 2 業務名

米子市認知症地域支援推進業務

#### 3 業務の概要

(1)業務の内容

別紙「米子市認知症地域支援推進業務委託仕様書」のとおり。

(2) 委託期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

(3)業務委託予定価格(上限額)

816,500円

# Ⅱ募集・選定方法

#### 1 参加資格

認知症地域支援推進業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することが可能な者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実及び柔軟な対応が可能な者であり、申込書提出時点において次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 米子市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第21号)第2条第1項第1号に 規定する暴力団、又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 米子市内に活動拠点を有すること。
- (6) 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する、医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は認知症介護指導者養成研修修了者若しくはこれに準ずる者を1名以上配置すること。なお、他の業務との兼務は可能とする。

# 2 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月21日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

質問書(様式第1号)

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名を「米子市認知症地域支援推進業務質問書(事業者名)」とし、送信後に電話連絡により受信確認を行うこと。

(4) 提出先

米子市福祉保健部長寿社会課

電子メールアドレス choju@city.yonago.lg.jp

(5) 質問に対する回答期限及び方法

全ての質問を取りまとめ、令和7年10月24日(金)午後5時までに市ホームページに掲載する。

(6)制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ 質問書以外による質問(電話等による質問)

# 3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月4日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 申込書 (様式第2号)

イ 誓約書 (様式第3号)

- ウ 役員等調書兼照会承諾書(様式第4号)
- エ 提案書 (様式第5号及び様式第6号)
- オ 見積書(任意様式)
- (3) 提出部数

正本1部、副本4部 計5部

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。

(5) 提出先

米子市役所本庁舎1階長寿社会課

(6) 提出にあたっての留意点

申込書類に不備が認められた場合は受理できない場合があるので、十分注意の上、提出すること。

#### 4 参加申込の取消

参加申込をした事業者が、申込書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、参加申込を取り消し、選定審査対象から除外することとする。

- (1) 公募型プロポーザル実施要領に違反した場合
- (2) 公募の採否の働きかけを行う目的で、参加者又はその関係者が直接、あるいは間接に本

市職員等と接触をもった場合など、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) その他、以下に掲げる行為があった場合

ア 申込書類に虚偽があるとき

イ その他不正な行為があるとき

# 5 審査方法

米子市が設置する「米子市認知症地域支援推進業務選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、参加事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容をもとにヒアリング審査及び選定を行う。

なお、ヒアリング審査の実施方法や選定に当たっての留意点は以下のとおりとする。

(1) ヒアリング審査の実施方法

ア 開催日時

令和7年11月下旬を予定(正式な実施日時については別途連絡する。)

イ 場所

別途連絡する。

ウ 出席者

1事業者3名以内とする。

エ 内容・時間

提案書類の内容に基づくプレゼンテーションを行い、質疑応答を実施する。なお、選 定委員会での追加資料の配布は認めない。

また、1事業者当たりのプレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリング時間は10分以内とし、合計30分以内とする。

#### 6 選定結果の公表

選定結果については、書面で参加事業者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。(令和7年12月上旬を予定)

## 7 契約締結

受託者と別途協議する。

# Ⅲその他|

# 1 申込に際しての留意事項

- (1) 受託者としての選定の可否に関わらず、申込に要した費用等は申込事業者が負担する。
- (2) 選定されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。
- (3) 市は、選定された事業者において、この実施要領に記載する事項について、重大な違背 行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができる。また、取り消した場 合は、次点の事業者を繰り上げて決定することができる。
- (4) 申込事業者から本実施要領に基づき提出された書類は、作成者に帰属する。ただし、契約の締結に至った提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。なお、採用・不採用に関わらず、市が本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

- (5) 本実施要領に基づき提出される書類は、提出期限内に限り補正することができる。提出 期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書等 の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、米子市情報公開条例(平成17年3月31日条例第22号)の規定に基づき提案書等を公開することがある。

## 2 受託者決定から事業開始まで

受託者は、令和8年1月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の準備を行うこと。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 医療機関、介護サービス事業者等の関係機関への挨拶
- (3) 執務環境の準備、個人情報保護規定の作成等の運営・管理上の準備
- (4)業務に必要な研修への参加等

#### 3 その他

その他この要領に定めがない事項については、別途市の指示によるものとする。

# **™**スケジュール

内 容	日 程
公募要領の公表	令和7年10月15日(水)
質問受付	令和7年10月15日(水)から10月21日(火)午後5時まで
質問回答	令和7年10月24日(金)
申込書類の提出	令和7年10月27日(月)から11月4日(火)午後5時まで
ヒアリング審査	令和7年11月下旬
選定結果の通知	令和7年12月上旬
業務開始	令和8年1月1日(木)

# V書類提出先及び問い合わせ先

<del>T</del> 6 8 3 - 8 6 8 6

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地 (市役所本庁舎1階 14番窓口)

米子市福祉保健部 長寿社会課 介護保険第二担当

TEL: 0859-23-5156

FAX : 0859 - 23 - 5012

E-mail: choju@city.yonago.lg.jp

# 別紙 1 米子市認知症地域支援推進業務委託仕様書

#### 1 目的

米子市認知症地域支援推進業務は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解啓発や地域の支援機関との連携を図るための支援や体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制の構築、認知症ケアの向上を図るための取組及び認知症とともに生きる「共生」のまちづくりを推進することを目的とする。

# 2 職員配置及び委託業務

#### (1) 米子市認知症地域支援推進員の配置

認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する、医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は認知症介護指導者養成研修修了者若しくはこれに準ずる者を1人以上配置する。

# (2) 認知症地域支援推進員の業務

ア 認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する理解の推進

- (ア) 米子市や地域包括支援センターが実施する認知症サポーター養成講座等の企画や運営に関わり助言等を行うほか、実施主体からの要請に応じて講師として参加する。
- (イ) 企業や地域の団体等とネットワークを構築し、企業・職域型の認知症サポーターの 養成に向けた取組を実施する。
- (ウ) 米子市や市内各地区が実施する、認知症の正しい理解に資するための取組(認知症地域 SOS ネットワーク模擬訓練等)の企画や運営に、実施主体からの要請に応じて参加し助言等を行う。

#### イ 支援関係者の連携を図るための取組

- (ア) 医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所等の介護関係者とネットワークを構築する。
- (イ) 認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の普及と活用促進に向けた取組を実施する。
- (ウ) 地域包括支援センターや病院・介護保険施設等に対する認知症対応力向上を図るための取組を実施する。

#### ウ 相談支援の実施及び支援体制の構築

- (ア) 認知症の人、認知症の疑いのある人又はその家族等への相談支援に関して、地域包括支援センターや介護支援専門員等への助言や同行訪問等を実施する。
- (イ) 認知症初期集中支援チームと連携し、家庭訪問等を行うことにより、かかりつけ医 または専門医療機関に情報提供し、受診、鑑別診断、治療又は介護サービスにつな げるための支援を実施する。

- (ウ) 若年性認知症支援コーディネーター等と連携し、若年性認知症の本人やその家族への相談支援を実施する。
- エ 認知症の人やその家族を地域で支える資源・環境の整備

チームオレンジ(認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターによる支援を繋ぐ仕組み)や認知症カフェの立ち上げ及び運営に対して助言等を行うとともに、認知症の人等を地域で支えることを目的とした民間事業者とのネットワーク構築を行う。

# オ その他の業務

- (ア) 米子市が実施する認知症関連の事業・取組に係る周知及び広報を行う。
- (イ) 米子市の認知症施策を考える会 (オレンジの会) に出席する。
- (ウ) 認知症本人ミーティング、家族のつどい又は認知症カフェ等へ参加する。
- (エ) 認知症の人の声を起点とした施策づくりに向けた米子市との協議・検討を行う。

#### 3 その他

委託事業の実施に当たっては、以下の点を遵守すること。

- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号)の理念等を踏まえ、認知症の人とその家族等の参画・対話に努めること。
- ・地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者等 の関係機関での情報共有を図り、連携に努めること。
- ・業務に必要な研修への参加等、資質向上に努めること。